

## 倫理規程

- 第1条（前文）ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部（以下当評価事業部）は、第三者評価業務及び認知症対応型共同生活介護の外部評価事業等（以下本事業）を通して事業所における福祉サービスの向上を図ることにより、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。また、当評価事業部の業務遂行に当たっては、厳正中立な立場を堅持し、評価対象先の個人の尊厳と守秘義務を遵守しなければならない。したがって、この規程は、本事業の調査業務に従事する者（以下評価調査員）が遵守すべき職務上の倫理を定めるものである。
- 第2条（守秘義務）評価調査員は、職務上知りえた個人情報の守秘義務及び管理・持出し禁止条項などについて、別に定める「個人情報取扱いに関する規程」を遵守しなければならない。
- 第3条（人権の尊重）評価対象事業所の役職員並びに利用者及びその家族に対しては、常にその人権を尊重し、個人の尊厳を重んじなければならない。応接に当たっては常に謙虚さを堅持し、爽やかに応対することを心がけなければならない。
- 第4条（服装など）評価調査員は、常に清潔感ある服装、身だしなみに心がけなければならない。
- 第5条（調査の強制禁止）評価調査員は評価調査に当たって、事業所利用者及びその家族に対するアンケートやヒアリングに際しては、調査協力を強要してはならない。協力してもらえない場合は、評価調査対象を変更するなど事業所側と協議しなければならない。
- 第6条（人権違反）評価調査員が評価調査の際、事業所において虐待などの人権違反事実を発見した場合は、直ちに事務担当に報告し、それへの対応について指示を受けなければならない。なお、事務担当は直ちにその状況事実を確認の上代表に報告し、代表の指示を得て、速やかに行政所轄部署にその違反事実を報告しなければならない。
- 第7条（その他必要事項）① 評価調査員は、評価対象事業所並びに利用者及びその家族から、一切金品を受け取ってはならない。  
② 本倫理規程に著しく違反した評価調査員に対しては、委託契約の一時停止又は取り消し処分を行うこともありうる。
- 第8条（本規程の改訂）本規程の改定は運営委員会の決議による。

以上

### 付則

- 第1条 この規程は、平成17年4月1日より発効する。
- 一部改訂 平成23年2月20日
- 一部改訂 平成26年3月31日
- 一部改訂 平成30年6月1日